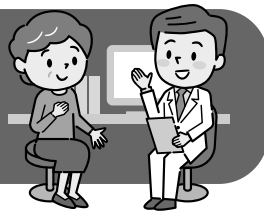


特定健診・がん検診・高齢者健診 申し込み受け付け開始！



受診費無料! (対象年齢外の方を除く)
申し込みはお電話、または白色の専用ハガキで!
☎72-0450 住民課健康づくり班

健診日程、対象年齢、申込み方法など詳しい内容は、2月末に各世帯に配布した健診申し込みチラシをご覧ください。



※がん検診は、社会保険の方も受診できます。

★集団健診

特定健診・高齢者健診・胸部・胃がん・大腸がん・前立腺がん・肝炎ウイルス・胃がんリスク検査 (総合ふれあいセンター) 受付時間 8:30~10:00	5月16日(土)	東豊永・西峰・東部・豊永地区
	5月17日(日)	大田口・穴内・立川・大杉・天坪地区
	7月11日(土)	全地区
	7月12日(日)	全地区

乳がん検診	9月16日(水)	総合ふれあいセンター	8:30~11:00
		東豊永公民館	13:30~16:00
	9月17日(木)	大杉中央病院	8:30~11:00
		総合ふれあいセンター	13:30~16:00
	10月3日(土)	総合ふれあいセンター	8:30~11:00

※2020年度に集団検診で実施する婦人がん検診は『乳がん検診』のみです。
申込者多数の場合は、会場のご希望に添えない場合があります。



★個別健診

受診期間 5月~10月末まで

個別健診で受診される場合は、集団健診の受診票とは異なりますので、予約の際に「個別健診で受ける」と申し出てください。受診票については、期間中随時発行可能です。ただし、受診日の予約などについては、受診しようとする医療機関にお問い合わせいただく必要があります。

○国民健康保険の届出はお早めに○

年度変わりの時期は、転入・転出・就職・退職などにより国民健康保険の加入・脱退などの手続きが多くなる時期です。加入・脱退などの手続きは、14日以内に必ず届け出をしてください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	大豊町に転入したとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめるとき	健康保険の資格喪失証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	任意継続が切れたとき	
	子どもが産まれたとき	母子手帳、印鑑、世帯主の通帳
国保を脱退するとき	生活保護が廃止されたとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
	他市町村に転出するとき	国保被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保被保険者証、新しくできた職場の健康保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	国保被保険者証、印鑑
その他	生活保護が開始されたとき	国保被保険者証、生活保護決定通知書、印鑑
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	国保被保険者証、印鑑
	保険証をなくした(汚れや破損で使えなくなった)とき	身分を証明するもの(運転免許証など)、印鑑
	修学のため子どもが他市町村へ転出するとき	在学証明書、国保被保険者証、印鑑

・加入の手続きが14日以内にされない場合

国保加入の手続きをせず医療機関で診療などを受けた場合、いったん自己負担となりますが、支払いをしてから2年間は豊永町へ申請をすれば保険者負担分(町負担分)は返還されます。

また、国保税は届出月からではなく国保加入資格を得た月までさかのぼって納めることとなります。

・脱退の手続きが遅れた場合

職場の健康保険などへ加入した後に、国保の保険証で医療を受けた場合、国保で負担した分の医療費を返還していただくことになります。また、職場の健康保険などの保険料と国保税を二重に払ってしまうことになります。

・医療機関にも保険変更の届け出を

職場の健康保険などに加入してから、健康保険証が交付されるまでに時間がかかることがあります。その間に国保の保険証で医療機関を受診している場合は、至急、健康保険が変更したことを医療機関にも届け出てください。

○令和2年度の国保の保険証

新年度の保険証は、一般被保険者が青色です。3月下旬に世帯全員の分を世帯主に送付します。

○医療費の一部負担金の減免などについて

国保の被保険者の方が次のような理由で医療費の支払いが困難と認められるときは、世帯主の申請により医療費の一部負担金(自己負担額)について減免や徴収猶予が受けられる場合があります。

《減免などの要件》

- ① 震災、風水害、火災などにより死亡し、障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき
- ② 災害による農作物の不作、不漁などにより収入が著しく減少したとき
- ③ 事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき

《適用期間》

審査の結果、認められた場合、徴収猶予は6ヶ月以内を限度として適用することができます。減免などは1ヶ月単位の更新制で原則3ヶ月を限度として適用することができます。

問い合わせ先 住民課保険窓口班 小笠原